第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二十八条　［略］ 2　福岡法務局筑紫支局管内福岡県那珂川市に属する地域内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、福岡法務局で取り扱わせる。 3　［略］	**第二十八条**　［同上］ 2　福岡法務局筑紫支局管内福岡県筑紫郡に属する地域内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、福岡法務局で取り扱わせる。 3　［同上］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

○厚生労働省経済産業省令第五号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の一部の施行に伴い、独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月二十五日

厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　小此木八郎

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～九　［略］ 十　法第四十三条第一項第十一号に規定する産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十七条に規定する業務に関する事項 十一　法第四十三条第一項第十二号に規定する生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第二十八条第一項から第四項までに規定する業務に関する事項 十二　法第四十三条第一項第十三号に規定する附帯する業務に関する事項	（業務方法書の記載事項） **第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～九　［略］ ［新設］ 十　法第四十三条第一項第十一号に規定する生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第二十八条第一項から第四項までに規定する業務に関する事項 十一　法第四十三条第一項第十二号に規定する附帯する業務に関する事項

改正後	改正前
十三　法第四十三条第一項第十四号に規定する中小企業等経営強化法第五十二条第一項各号に掲げる業務（以下「情報関連人材育成推進業務」という。）に関する事項 十四～十七　［略］	十二　法第四十三条第一項第十三号に規定する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第五十二条第一項各号に掲げる業務（以下「情報関連人材育成推進業務」という。）に関する事項 十三～十六　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）附則第一条第二号に定める日（平成三十年九月二十五日）から施行する。

○経済産業省令第五十九号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の一部の施行に及び、並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百五条第一項の規定に基づき、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成三十年九月二十五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　小此木八郎

産業競争力強化法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第一条　独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第一条の二**　機構の行う業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～十三　［略］	（業務方法書の記載事項） **第一条の二**　機構の行う業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～十三　［略］